

島 労 発 基 0502 第 2 号
令 和 6 年 5 月 2 日

一般社団法人島根労働基準協会長 殿

島 根 労 働 局 長
(公印省略)

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行について

労働行政の推進について、日頃より格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令が令和6年4月25日に公布され、令和8年7月1日から施行（一部規定については、令和6年7月1日から施行）されることとなりましたので、会員事業場等関係者への周知について、ご協力いただきますようお願いいたします。